

様式第3号（第8条関係）

## 競争入札設計図書等に関する回答書

令和 7年10月 6日

福島県南会津建設事務所長 伏見 聡

工事（委託業務）番号	第25-41360-0167号
工事（委託業務）名	設計業務委託（道改・調査）
質 問 事 項	
<p>1. 参加する者に必要な資格に関する事項（配置予定技術者の実績（特定資格等））</p> <p>本業務の入札に参加する者に必要な資格として、配置予定技術者の実績（特定資格等）では、【技術士：総合技術監理部門又は建設部門（科目：「道路」、「鋼構造及びコンクリート」又は、「施工計画・施工設備及び積算」）】と記載されています。</p> <p>ここで示す科目は、道路、鋼構造及びコンクリート、施工計画・施工設備及び積算の三種のうち、いずれかを保持していれば満たすものと当社では認識しております。</p> <p>認識に誤りがありましたら、ご教示をお願い致します。</p> <p>2. 往復旅行時間に係る直接人件費 打合せについて</p> <p>本業務の施工内訳表（施工 第0-0020号表）において、「往復旅行時間に係る直接人件費 打合せ」を計上していますが、ここで計上している直接人件費は、電子成果物作成費、その他原価を算出するための直接人件費に含めると当社では認識しています。</p> <p>認識に誤りが有りましたら、ご教示をお願い致します。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・電子成果物作成費を算出するための直接人件費：含める</li><li>・その他原価を算出するための直接人件費：含める</li></ul> <p>3. 往復旅行時間に係る直接人件費 合同現地踏査について</p> <p>本業務の施工内訳表（施工 第0-0017号表）において、「往復旅行時間に係る直接人件費 合同現地踏査」を計上していますが、ここで計上している直接人件費は、電子成果物作成費を算出するための直接人件費に含めないが、その他原価を算出するための直接人件費には含めると当社では認識しています。</p> <p>認識に誤りが有りましたら、ご教示をお願い致します。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・電子成果物作成費を算出するための直接人件費：含めない</li><li>・その他原価を算出するための直接人件費：含める</li></ul>	

4. 往復旅行時間に係る直接人件費 現地踏査について  
本業務の施工内訳表（施工 第0-0018号表）において、「往復旅行時間に係る直接人件費 現地踏査」を計上していますが、ここで計上している直接人件費は、電子成果物作成費を算出するための直接人件費に含めないが、その他原価を算出するための直接人件費には含めると当社では認識しています。  
認識に誤りが有りましたら、ご教示をお願い致します。  
・電子成果物作成費を算出するための直接人件費：含めない  
・その他原価を算出するための直接人件費：含める
5. 往復旅行時間に係る直接人件費 照査技術者による報告について  
本業務の施工内訳表（施工 第0-0019号表）において、「往復旅行時間に係る直接人件費 照査技術者による報告」を計上していますが、ここで計上している直接人件費は、電子成果物作成費を算出するための直接人件費に含めないが、その他原価を算出するための直接人件費には含めると当社では認識しています。  
認識に誤りが有りましたら、ご教示をお願い致します。  
・電子成果物作成費を算出するための直接人件費：含めない  
・その他原価を算出するための直接人件費：含める
6. 往復旅行時間に係る直接人件費 中間技術審査について  
本業務の施工内訳表（施工 第0-0021号表）において、「往復旅行時間に係る直接人件費 中間技術審査」を計上していますが、ここで計上している直接人件費は、電子成果物作成費を算出するための直接人件費に含めないが、その他原価を算出するための直接人件費には含めると当社では認識しています。  
認識に誤りが有りましたら、ご教示をお願い致します。  
・電子成果物作成費を算出するための直接人件費：含めない  
・その他原価を算出するための直接人件費：含める
7. 金抜設計書の各作業項目（「往復旅行時間に係る直接人件費（合同現地踏査・移動時間1時間を超える分）」、「往復旅行時間に係る直接人件費（現地踏査・移動時間1時間を超える分）」にそれぞれ「高速料金：郡山IC～会津坂下IC）：1往復又は2往復」の記載がございますが、各単価の計上方法については片道での料金でしょうか。それとも1往復当たりの往復料金でしょうか。ご教示願います。
8. 総括情報表 施工第0-0017号表の「往復旅行時間に係る直接人件費（合同現地踏査・移動時間1時間を超える分）」は電子成果物作成費の計算対象外と考えてよろしいでしょうか。
9. 総括情報表 施工第0-0018号表の「往復旅行時間に係る直接人件費（現地踏査・移動時間1時間を超える分）」は電子成果物作成費の計算対象外と考えてよろしいでしょうか。
10. 総括情報表 施工第0-0019号表の「往復旅行時間に係る直接人件費（照査技術者による報告・移動時間1時間を超える分）」は電子成果物作成費の計算対象外と考えてよろしいでしょうか。

- 1 1. 総括情報表 施工第 0-0021 号表の「往復旅行時間に係る直接人件費（中間技術審査・移動時間 1 時間を超える分）」は電子成果物作成費の計算対象外と考えてよろしいでしょうか。
- 1 2. 総括情報表 施工第 0-0020 号表の「往復旅行時間に係る直接人件費（打合せ・移動時間 1 時間を超える分）」は従前通り電子成果物作成費の計算対象と考えてよろしいでしょうか。
- 1 3. 総括情報表 施工第 0-0014 号表「中間技術審査（県内業者）」、施工第 0-0015 号表「合同現地踏査」、施工第 0-0016 号表「照査技術者による報告」には『高速料金：郡山 I C～会津坂下 I C』及び『往復交通費（ライトバン運転）』の記載がございません。  
現状、各当該項目には見込まれていない（計上しない）ものと考えてよろしいでしょうか。  
また、業務を進めていく上で必要となる場合は、別途協議の上で、設計変更の対象としていただけますでしょうか。
- 1 4. 本業務で対象となる鉄道既設構造物としては、下部工 2 基、擁壁 1 基であり、復元設計、対策検討そして施工計画もある中で、実質 4 ヶ月（年末抜き）がかなり厳しいと感じております。工期の延長は可能な業務でしょうか。
- 1 5. 対策案の決定には、JR 協議が必要と考えておりますが、この業務の中で協議まで行う予定でしょうか。JR 協議を行う場合は、設計変更追加項目と考えてよろしいでしょうか。
- 1 6. 10 月から設計業務等標準積算基準が改定され電子成果物作成費用算出方法が変更されました。本業務においては、新基準適用で中間技術審査も電子成果物の対象でよろしいでしょうか。
- 1 7. 入札公告 配置予定技術者の実績（特定資格等）及び、別記 2 評価基準における特記事項 資格の保有（部門・種別）について、「道路」、「鋼構造及びコンクリート」はいずれかの資格を保有していれば条件を満たすと考えてよろしいでしょうか。
- 1 8. 土質柱状図等が見当たりません。既設構造物の検討を実施するための土質条件は、指示、貸与または今後調査を実施いたしますか？
- 1 9. 桁反力算出のため、桁の断面図はございますか？
- 2 0. 入札公告の 3 入札参加手続等に明記されている表中の入札参加受付（電子入札システム・10月15日締切）において提出する資料は、7 その他に明記されている提出する書類一覧表の「技術提案書」でよろしかったでしょうか？

## 回 答 事 項

1. ご認識のとおりです。
2. ご認識のとおりです。
3. ご認識のとおりです。
4. ご認識のとおりです。
5. ご認識のとおりです。
6. ご認識のとおりです。
7. 高速料金の単価は、1往復分の費用としております。
8. ご認識のとおりです。
9. ご認識のとおりです。
10. ご認識のとおりです。
11. ご認識のとおりです。
12. ご認識のとおりです。
13. 施工第0-0014号表「中間技術審査（県内業者）」については、当事務所において行うものと想定しているため往復交通費のみ計上しております。  
施工第0-0015号表「合同現地踏査」の高速料金及び往復交通費については施工第0-0017号表「往復旅行時間に係る直接人件費（合同現地踏査）」に計上しております。  
施工第0-0016号表「照査技術者による報告」は特記仕様書第13条「その他」に記載のとおり「納品時に実施すること」としていることから施工第0-0013号「打合せ（県内業者）（設計業務）」納品時の往復交通費として計上しております。
14. 土木設計業務等委託契約書第23条に則り、変更協議の対象といたします。
15. 特記仕様書第13条「その他」に記載のとおり、協議に受注者の同席が必要となった場合には、別途協議の上、設計変更の対象といたします。
16. 本業務は令和7年1月20日の設計業務等標準積算基準に基づき積算を行っております。  
よって、中間技術審査は電子成果物作成費用の対象外としております。
17. 「道路」、「鋼構造及びコンクリート」、「施工計画・施工設備及び積算」のいずれかとしております。
18. 土質柱状図は標準横断面図に記載があるのみですが、必要な場合には別途調査実施の検討をいたします。
19. 桁の断面図については、今後、鉄道施設管理者へ提供を求める予定です。
20. ご認識のとおりです。